

答 申

第1 審査会の結論

山梨県人事委員会（以下「実施機関」という。）が平成15年3月31日付けで異議申立人に対して行った一部開示決定処分のうち、異議申立ての対象となった文書については、開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、平成15年3月12日付けで「昭和60年以降に実施された図書館司書採用試験問題と正答表及び論文試験問題」の開示を求めて開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「開示請求文書」という。）として別表に掲げる行政文書を特定した上で、条例第8条第6号に該当するもの並びに行政文書が不存在であるとして、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、理由を付した上で、平成15年3月31日付け梨人委2第34号をもって本件処分の内容を異議申立人に通知した。

なお、一部開示とした理由は以下のとおりである。

(1) 条例第8条第6号に該当する。

開示請求文書のうち、教養試験及び専門試験の問題並びに正答表は、試験問題作成者から外部に公開しないことを条件に提供を受けているものであり、もし、これらを公表すれば、以後、当該作成者からこれらの提供を受けることが不可能となるなど、今後の試験事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第6号に該当す

る。

(2) 行政文書の不存在

開示請求文書のうち、昭和60年度から平成4年度までの行政文書については文書の保存期間を経過し廃棄したため、また、平成11年度の行政文書については試験を実施しなかったため、存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成15年5月3日付けで、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により実施機関に対して異議申立てを行った。

その後、異議申立人は、実施機関からの不開示理由説明書の提示を受け、不存在であるとした行政文書並びに財団法人日本人事試験研究センター(以下「センター」という。)から提供を受けた問題及び正答表については、異議申立てを取下げた。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、不存在であるとした行政文書並びにセンターから提供を受けた問題及び正答表を除き、開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「公文書非開示決定処分取消請求事件(最高裁判所 平成11年(行ヒ)第28号 平成14年10月11日 第二小法廷)」(以下「最高裁判決」という。)において、最高裁判所は、非開示決定処分取消しの判決を下している。実施機関はこの判決を理解し、開示を検討すべきである。

ア 判決要旨

公立学校の教員採用選考の筆記試験審査の問題とその解答が高知県情報公開条例所定の非開示理由に該当しない。

イ 理由

- (ア) 教職教養筆記審査の択一式問題の出題範囲及び傾向が予測されやすいのは、その解答形式等からある程度やむを得ないことであり、受審者の間では、従来から、過去の教職教養筆記審査の出題例を編集した市販の問題集等を用いた受審準備が行われているのであるから、教職教養筆記審査の択一式問題とその解答が開示されたからといって、受審者の受審準備状況が変わり、教員にふさわしい受審者を採用することが困難になるとはいいい難いこと。
 - (イ) 過去に出題された問題との重複を避け、審査にふさわしい問題を作成するという問題作成者の負担は、問題及び解答の開示の有無によって変化が生ずるものではないから、問題とその解答の開示により問題作成者の負担が増大し、問題作成者の確保が困難になるということとはできないこと。
 - (ウ) 条例には公文書の開示を受けた者に対して当該公文書に記録された情報の利用を具体的に制限する規定はなく、前記(ア)の受審準備の状況等に照らせば、県内受審者と県外受審者との間には条例に基づく公文書の開示請求権の有無に差異があるからといって、これにより教員採用選考の公正又は円滑な執行に著しい支障を生ずるということはできないという状況にあること。
- (2) 過去に受験した人は試験対策を尽くし、知らない人はどんな準備をしてよいかわからない。公平であるべき採用試験において、このような不公平が許されるはずがないと考える。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、不開示理由説明書及び口頭意見陳述で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人が異議申立ての一部を取下げた部分の説明については省略する。

1 司書職採用試験について

(1) 職員採用試験の概要

職員採用試験は、相対的に優秀な人材を選抜するための競争試験であり、第1次試験において県職員にふさわしい知識、知能を検証する教養試験と専門的な知識を検証する専門試験とに分けて実施し、第2次試験においては、表現力等人物面での能力を検証するため、個別面接や論文試験などを行っている。

このうち第1次試験は、多数の受験者について、短時間に正確かつ客観的に能力を判定するため択一式試験により実施している。

(2) 司書職採用試験問題の作成

教養試験問題については、センターから提供を受けた問題を使用しているが、専門試験問題は、センターから提供を受けた試験問題を使用した平成12年度及び13年度の中級試験を除き、現在も含めてセンターからの提供がなされないため、本県で独自に作成している。

2 条例第8条第6号の該当性

(1) 司書資格の特殊性等に起因した問題作成の困難性

司書職採用試験の受験要件となる司書資格は、図書館法の定める特定の科目を大学において講習修了又は履修した者に与えられるもので、獣医師や薬剤師等の国家試験による能力実証を付与要件とするのとは異なる。

司書職採用試験は、司書職員としてふさわしい水準の専門的知識等を全ての専門分野にわたり有していることを確認するとともに、その知識能力が受験者の中でも相対的に優れていることを実証する競争試験という2つの要素を兼ね備えたものである。

そのため、専門試験の出題に当たっては、基本的実務能力を検証するための基本分野からと、競争試験の要請を満たすためのより高度な専門分野から一定数を出題している。

専門試験は、必修科目12科目のうち実務演習科目を除く9科目(14単位)という限定した科目の中から、40問の択一式の試験問題を出題しているが、毎年度上記の役割を果たし得る40問の問題作成を行うことは極めて困難である。

加えて、択一式試験の制約である、限られた時間の中で問旨を理解させ、解答させる必要性を考えれば、問題作成の困難性は極めて高い。

(2) 試験問題を開示した場合に予想される司書職採用試験への影響

試験問題を開示した場合には、専門試験の出題傾向の把握や出題の予想が容易になる。しかも、出題範囲の全般にわたり、長期間にわたる試験問題が開示されれば、その傾向は一層顕著になる。

このことは、司書専門試験の特殊性に起因して、出題すべき事項の払底を招く事態となり、試験問題の作成を維持することが極めて困難になる。

また、受験者は、過去の問題を正確に収集し、分析することが可能であれば、徹底的に検討し対策を立てることから、受験者の多い司書職採用試験の現状では、ほとんど得点に差が付かない事態となる。

さらに、司書の専門試験問題は、過去の出題例を編集した市販の問題集等はないことから、その傾向は顕著になる。

以上から、独自作成問題の開示は、職員採用試験の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にし、今後の試験事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるので、条例第8条第6号に該当する。

3 異議申立ての理由に対する主張

異議申立人が異議申立ての理由にあげた最高裁判決は、平成7年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査のうちの教養筆記審査の問題及び解答の非開示の当否についての判決である。

開示請求の対象となった文書は、当該審査で用いられた問題の一部であり、平成7年度に限定されている。

一方、今回開示請求の対象となった文書は、10年という長期間にわたる文書で、請求の範囲、期間とも全く異なるものである。

判決の認定事実によれば、教員採用候補者選考審査の試験問題については過去の問題の市販問題集があることから、この点でも本県司書職採用試験とは条件を異にしている。

したがって、試験問題の問題と解答に係る開示についての判決とはいえ、上記のように条件の全く異なる判決の判旨が本県の司書職採用試験問題の不開示の当否に影響を及ぼすものではないことは明らかである。

よって、本件処分は、条例に基づいた適正なものであり、違法又は不当な点はないので、これに係る異議申立てには理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人提出の異議申立書、意見書、実施機関提出の行政文書一部開示決定通知書、不開示理由説明書及び実施機関からの口頭による意見聴取の調査結果に基づいて以下のとおり判断した。

1 本件文書について

本件処分のうち、異議申立人が異議申立てにおいて開示を求めている文書は、県が独自に作成した、平成5年度から10年度の山梨県職員採用中級試験（司書職）における専門試験の問題及び正答表並びに平成13年度及び14年度の山梨県職員採用上級試験（司書職）における専門試験の問題及び正答表（以下「本件文書」という。）である。

2 争点

本件文書に記載されている情報が、条例第8条第6号に該当するか否かという点である。

3 条例第8条第6号の該当性について

(1) 条例第8条第6号の趣旨

条例第8条第6号は、国の機関又は地方公共団体の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、不開示とする趣旨であり、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の事例として、監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ等が例示されている。

(2) 条例第8条第6号の該当性の検討

そこで、上記趣旨に照らして、本件文書に記載されている情報につ

いて、条例第 8 条第 6 号の該当性について判断する。

ア 実施機関の一部開示の理由について

実施機関は、教養試験及び専門試験の問題並びに正答表は、試験問題作成者から外部に公開しないことを条件に提供を受けているものであり、これらを公表した場合には、以後、当該問題作成者から提供を受けることが不可能となるなどとして、今後の試験事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることを理由に、上記問題等については不開示とした。

実施機関から意見聴取した結果からは、センターから提供を受けている教養試験の問題等については、以後、問題等の提供を受けることが困難になるとの主張は認められるものの、県が独自に作成している専門試験の問題等については、県職員の中から適任者を併任発令し、職務として問題作成させているものであり、内部の職員を充てているのであるから、試験問題等が開示されたからといって、問題作成者の確保が困難になるとはいえない。

よって、実施機関の一部開示理由を採用することはできない。

イ 実施機関が不開示理由説明書及び口頭意見陳述で説明した理由について

実施機関は、第 4 に記載のとおり、司書資格の特殊性等に起因した問題作成の困難性及び試験問題を開示した場合に予想される司書職採用試験への影響を主張し、実施機関が独自に作成した問題の開示は、職員採用試験の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にし、今後の試験事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるので、条例第 8 条第 6 号に該当すると主張する。

しかし、もともと司書専門試験における択一式試験問題は、出題範囲が司書職という実務的な分野に限定され、しかも、解答は五者択一によるものであることから、開示の有無にかかわらず出題の傾向は予測しやすいものと考えられる。

また、教職教養筆記審査の択一式問題の開示を争った裁判の判決においても、「教職教養筆記審査の択一式問題は、出題範囲が基本的、基礎的な領域に限定され、しかも、解答形式が予め用意された解答枝から選択するものであるなど、その出題範囲、傾向は限られ、受審生も問題を予測し易いことが認められる。しかし、それは、審査の趣旨、解答形式等からいえることであり、受審生は、開示されなくても、審

査の趣旨、解答形式等を検討することで、出題範囲、傾向を予測することが可能である」と示しており、本件事案が多年度にわたる試験問題等の開示を求めるものであっても、全く異なるものであるとはいえない。

開示をした場合、問題作成が難しくなることは否めないが、問題作成が極めて困難となり、試験事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすとは考えられない。限定された専門分野にあっても、創意工夫を凝らした問題の作成の余地は残されている。

次に、実施機関が主張する過去の問題を収集、分析することが可能であれば、徹底的に検討し対策を立てることから、受験者の得点に差がつかず、能力判定が困難になるとの主張については、問題の作成に工夫を凝らすことによって回避できる問題である。仮に専門試験において得点に差が付きにくい状態になったとしても、第1次試験は多様な問題の作成が可能である教養試験とあわせて実施しているところであるから、能力判定が困難になるとは思われない。

以上のことから、本件文書に記載された情報は、職員採用試験の円滑な実施を困難にし、今後の試験事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすものとは認められないので、条例第8条第6号に該当しない。

6 結 論

以上、当審査会は、山梨県情報公開条例等の規定に従い調査審議し、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

7 審査の経過

審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 事 項
平成15年 5月30日	諮問
15年 7月 7日	実施機関から不開示理由説明書を受理
15年 7月28日	異議申立人から意見書を受理
15年 8月19日 (15年度第4回審査会)	審議
15年 9月19日 (15年度第5回審査会)	審議 実施機関から口頭による意見陳述の聴取
15年10月24日 (15年度第6回審査会)	審議

山 梨 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員 名 簿

氏 名	役 職 名	備 考
内田 清	弁護士	会 長
中山 光勝	身延山大学教授	会長代理
石原 喜文	山梨学院大学教授	
牧野 治	元山梨県出納長	
渡邊 幸恵	公認会計士	